

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

2014年 5月30日 制定
2015年 6月 9日 改正
2020年 6月17日 改正
2020年12月 1日 改正
2021年 4月 1日 改正

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟ろうきん福祉財団(以下「財団」という。)の定款第11条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第8条により置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び通勤手当の支給)

第3条 財団は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。なお、通勤手当は、第4条で定める報酬総額には含まないものとする。
- 4 常勤役員には、役員賞与を支給しない。ただし、職員職務を兼務しているときは、職員を支給対象とする賞与を支給することができる。

5 常勤役員の退職に当たり、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 財団の常勤役員の報酬総額は、評議員会で決定される別表1の額とする。

2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で、理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって、法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除した上で支払う。

2 死亡により退任した役員の報酬は、原則その法定相続人に支払うものとする。この場合、報酬は、死亡した月までの報酬を支払う。

3 月の中途において就任又は退任(第2項に規定する場合を除く。)若しくは解任された場合は、その月の稼働日数に対する実際勤務日数を基礎とする日割りによって計算した額を支払う。

(費用等)

第7条 財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。但し、報酬総額は評議員会の決議をもって行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額 年間 500 万円を上限とする。